

臨時会報告第2号

専決処分について

次の事項について、令和3年3月31日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和3年5月7日提出

春日市長 井 上 澄 和

春日市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、税負担の調整措置の延長及び税額の据置措置等に関し、春日市都市計画税条例(昭和60年条例第9号)の一部を改正する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、春日市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

春日市長 井 上 澄 和

春日市都市計画税条例の一部を改正する条例

春日市都市計画税条例(昭和60年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2条(見出しを含む。)中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改める。

附則第3条(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第4条(見出しを含む。)中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5条(見出しを含む。)中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第7条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第8条及び第9条中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第10条及び第11条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第16条中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。